

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 又は柔道整復師に関する広告可能事項の追加 についての意見募集について

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基く広告し得る事項」（平成11年厚生省告示第69号）及び「柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく広告し得る事項の指定」（平成11年厚生省告示第70号）を改正し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師に関する広告可能事項を追加することについて、別添のとおり、広く一般から御意見を募集いたしますので、お知らせいたします。

なお、本件については、本日から、厚生労働省のホームページに掲載いたします。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師 又は柔道整復師に関する広告可能事項の追加 についての意見募集について

平成15年6月10日
厚生労働省医政局医事課

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基づく広告し得る事項」（平成11年厚生省告示第69号）及び「柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく広告し得る事項の指定」（平成11年厚生省告示第70号）等を改正し、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に関する広告可能事項を追加する案（別紙1）及び柔道整復師に関する広告可能事項を追加する案（別紙2）について、下記のとおり御意見を募集いたします。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1 意見の提出方法

御意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「あはき・柔整広告告示案について」と明記して提出してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：koukoku@mhlw.go.jp（テキスト形式）

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3591-9072

厚生労働省医政局医事課あて

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課あて

2 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、住所・氏名・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。これらは、公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

3 意見提出の締め切り日

平成15年7月11日（必着）

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に関する広告可能事項を追加する案

第 1 改正の趣旨

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関する広告については、被施術者を保護する観点から、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「法」という。）第 7 条等により制限されてきたところであるが、情報提供を促進することにより被施術者の選択に資するため、これらに関して広告し得る事項を追加するものであること。

第 2 改正の内容等

1 新たに広告可能とする事項

- (1) 法第 9 条の 2、第 9 条の 3 又は第 9 条の 4 の規定に基づき届出をしている旨
法に基づいて、都道府県知事（保健所）に届け出ている旨を広告し得るものであること。また、届け出た保健所名や届出年月日を付記することも差し支えないものであること。
（例）「平成 12 年 9 月 ○○保健所届出済」
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の年齢及び性別
業務に従事する施術者の年齢及び性別について広告し得るものであること。
なお、施術者の経歴については、法第 7 条第 2 項により、広告できないこととされているので、留意されたい。
- (3) 費用の支払方法又は領収に関する事項
使用可能なクレジットカードの種類等について広告し得るものであること。また、費用の領収に関する事項として、費用の明細を示す旨を広告することも差し支えないこと。
- (4) 当該施術所の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号
いわゆるホームページアドレス及び電子メールアドレスについて広告し得るものであること。
- (5) 対応することができる言語
手話、点字等を含む対応可能な言語について広告し得るものであること。また、対応できる時間帯等を併記することは差し支えないものであること。
- (6) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく療養補償給付又は療養給付たる費用の請求ができる旨（請求については、医師の診断書が必要な旨を明示する場合に限る。）
労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付又は療養給付たる費用の請求ができる旨を広告し得るものであること。ただし、請求については、医師の診断書が必要な旨を明示する場合に限るものであること。
- (7) あん摩マッサージ指圧師については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定に基づき指定された施術者である旨（給付については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
あん摩マッサージ指圧師については、生活保護法第 55 条により準用される同法第 49 条に基づき指定された施術者である旨を広告し得るものであること。ただし、給付については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限るものであること。

こと。

- (8) はり師及びきゅう師については、昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」による生活保護法による生活保護法による医療扶助を担当する施術者である旨（給付については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

はり師及びきゅう師については、昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知「生活保護法による医療扶助運営要領について」による生活保護法による医療扶助を担当する施術者である旨を広告し得るものであること。ただし、給付については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限るものであること。

2 従来から広告可能であった事項

- (1) あん摩マッサージ指圧師である旨、はり師である旨及びきゅう師である旨

あん摩マッサージ指圧師である旨、はり師である旨及びきゅう師である旨については、法第7条第1項第1号及び第2号に基づき、広告し得るものであること。また、これらの資格が国家資格であること、厚生労働大臣が与える免許であること並びに名簿の登録番号及び登録年月日を併記することは差し支えないこと。

(例) 「平成8年3月 国家資格あん摩マッサージ指圧師免許（厚生労働大臣免許）取得」

- (2) 法第7条第1項各号に掲げる事項を示すマーク

法第7条第1項各号に掲げる事項を広告する際に、これらの事項を示すマークを用いても差し支えないものであること。ただし、この場合において、当該マークが示す内容を文字により併せて表記するものとする。

柔道整復師に関する広告可能事項を追加する案

第1 改正の趣旨

柔道整復の業務又は施術所に関する広告については、被施術者を保護する観点から、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）第24条等により制限されてきたところであるが、情報提供を促進することにより被施術者の選択に資するため、これらに関して広告し得る事項を追加するものであること。

第2 改正の内容等

1 新たに広告可能とする事項

(1) ほねつぎ、接骨又は整骨

広告中にこれらの用語を用いても差し支えないものであること。

(2) 法第19条第1項の規定に基づき届出をしている旨

法に基づいて、都道府県知事（保健所）に届け出ている旨を広告し得るものであること。また、届け出た保健所名や届出年月日を付記することも差し支えないものであること。

（例）「平成12年9月 ○○保健所届出済」

(3) 柔道整復師の年齢及び性別

業務に従事する施術者の年齢及び性別について広告し得るものであること。

なお、施術者の経歴については、法第24条第2項により、広告できないこととされているので、留意されたい。

(4) 費用の支払方法又は領収に関する事項

使用可能なクレジットカードの種類等について広告し得るものであること。また、費用の領収に関する事項として、費用の明細を示す旨を広告することも差し支えないこと。

(5) 当該施術所の情報の伝達の用に供する電気通信設備を識別するための記号

いわゆるホームページアドレス及び電子メールアドレスについて広告し得るものであること。

(6) 対応することができる言語

手話、点字等を含む対応可能な言語について広告し得るものであること。また、対応できる時間帯等を併記することは差し支えないものであること。

(7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく療養補償給付又は療養給付たる費用の請求ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術（応急手当をする場合を除く。）に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）

労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付又は療養給付たる費用の請求ができる旨を広告し得るものであること。ただし、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限るものであること。なお、応急手当をする場合にあっては医師の同意が必要ではないことについては、明示しなくとも差し支えないこと。

(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき指定された施術者である旨（脱臼又は骨折の患部への施術

(応急手当をする場合を除く。)に係る給付については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)

生活保護法第55条により準用される同法第49条に基づき指定された施術者である旨を広告し得るものであること。ただし、脱臼又は骨折の患部への施術に係る給付については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限るものであること。なお、応急手当をする場合にあっては医師の同意が必要ではないことについては、明示しなくとも差し支えないこと。

2 従来から広告可能であった事項

- (1) 法第24条第1項第1号に基づき、柔道整復師である旨と併せて、柔道整復師が国家資格であること、厚生労働大臣が与える免許であること並びに名簿の登録番号及び登録年月日を広告することは差し支えないこと。また、柔道整復師である旨として、「Judo Therapist」という用語を用いても差し支えないものであること。

(例) 「平成8年3月 国家資格柔道整復師免許(厚生労働大臣免許)取得」

- (2) 法第24条第1項各号に掲げる事項を示すマーク

法第24条第1項各号に掲げる事項を広告する際に、これらの事項を示すマークを用いても差し支えないものであること。ただし、この場合において、当該マークが示す内容を文字により併せて表記するものとする。